

桂川町第4期障がい福祉計画



平成 27 年 3 月

桂川町

はじめに

本町は「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念として、「第5次桂川町総合計画」では協働で未来（夢）を拓く～笑顔あふれるまち“けいせん”を将来像とし、町づくりひとづくりを推進しています。

総合計画では、健康・福祉の充実を基本施策として、「高齢者や障がい者がいきいきと安心できる暮らしの支援」を掲げ、障がい福祉の充実に取り組んできました。



障がいのある人を取り巻く環境は、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」で大きく変わり、近年においても障がい者制度の集中的な改革によってめまぐるしく変化し続けています。また、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」において障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援していくことが求められています。

こうした状況の中、桂川町では、基本的な考え方として、「互いに理解し 支え合い ともに生きる」を掲げ、平成18年度に「第1期障がい福祉計画」を策定し、3年毎に、第2期、第3期と策定し、障がい者施策の総合的な推進に努めてまいりました。

今回、「第3期」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢の変化や障がい者福祉制度の改正、本町における新たな課題に対応するため、「第4期障がい福祉計画」を策定したところです。

今後は、本計画に基づいて、障がいの有無にかかわらず、すべての人がいきいきと生活し、地域社会の一員として、自分らしい生活を自らの意思で選択できる社会の実現をめざしてまいります。また、障がいのある人が安心して、日常生活を送るためには、地域での支え合いが何より大切と考えておりますので、今後とも皆様のより一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町障害者施策推進協議会」の皆様をはじめ、ご意見等をいただきました関係機関や町民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

桂川町長 井上 利一

《 目 次 》

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の期間 | 4 |
| 4 計画策定の体制 | 5 |
| 第2章 障がいのある人を取り巻く状況 | 7 |
| 1 人口・世帯の状況 | 8 |
| 2 障害者手帳所持者等の状況 | 11 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 15 |
| 1 計画の基本理念 | 16 |
| 2 計画の基本的な視点 | 16 |
| 3 施策の体系 | 18 |
| 第4章 障がい福祉サービス | 19 |
| 1 基本的な考え方 | 20 |
| 2 訪問系サービス | 20 |
| 3 日中活動系サービス | 23 |
| 4 居住系サービス | 28 |
| 5 相談支援 | 29 |
| 第5章 地域生活支援事業 | 33 |
| 1 基本的な考え方 | 34 |
| 2 必須事業 | 34 |
| 3 任意事業 | 39 |
| 第6章 障がいのある子どもへの支援 | 41 |
| 1 基本的な考え方 | 42 |
| 2 通所支援 | 42 |
| 3 相談支援 | 44 |

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 第7章 平成29年度に向けた数値目標 | 45 |
| 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 | 46 |
| 2 地域生活拠点等の整備 | 46 |
| 3 福祉施設から一般就労への移行 | 46 |
| 第8章 計画の推進体制 | 47 |
| 1 サービス利用支援体制の推進 | 48 |
| 2 計画の推進・評価体制 | 49 |
| 資料編 | 51 |
| 1 桂川町障害者施策推進協議会規則 | 52 |
| 2 協議会委員名簿 | 54 |
| 3 協議会開催日程 | 55 |
| 4 障がいのある人に関する社会の動向 | 55 |
| 5 障がい福祉サービスの実績と見込み | 58 |
| 6 地域生活支援事業の実績と見込み | 59 |
| 7 児童福祉法に定めるサービスの実績と見込み | 60 |

「障がい」の表記について

本計画書では、障がいのある人の基本的人権を尊重し、心のバリアフリー^{*1}を推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記しています。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

^{*1} **バリアフリー**：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい保健福祉施策においては、障がいのある人と障がいのある子どもが、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざして、制度が整備されてきました。

平成 15 年度においては、障がいのある人の自己決定を尊重するため、行政が障がいのある人に必要なサービス内容等を決定する措置制度から、障がいのある人が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度^{*1}へと転換しました。平成 18 年度においては、障害者自立支援法^{*2}の施行により、身体障がい及び知的障がいのある人に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度を確立しました。また、障害者自立支援法においては、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障がいのある人達が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な障がい福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行いました。さらに、市町村と都道府県に対して障がい福祉計画の策定を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入しました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において「障害者等の地域生活を支援するための関係法令の整備に関する法律」の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実等を経て、平成 25 年度からは、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

障害者総合支援法においては、障がいのある人達が日常生活または社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げされないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げるとともに、障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲の見直しや障がいのある人達に対する支援の拡充が行われました。

桂川町においては、平成 19 年 3 月、平成 19 年度から平成 28 年度の 10 か年を計画期

* 1 **支援費制度**：都道府県や市町村が、サービスの内容及び提供事業者等を決定する措置制度に替わって、平成 15 年から開始された障がい福祉サービス利用制度。障がいのある人自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用する。なお、平成 18 年に施行された障害者自立支援法に基づき、給付の仕組みは変更されている。

* 2 **障害者自立支援法**：障害者基本法の理念にのっとり、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されていた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。平成 18 年 4 月から施行され、市町村障害福祉計画の策定が位置づけられた。

間とする『桂川町障害者福祉計画』を策定し、障がい者施策並びに障がい保健福祉施策についての計画的な推進を図ってきました。このうち、『障がい福祉計画』に該当する部分については、障害者総合支援法においても、3年ごとの見直しが定められていることから、これまでの「基本理念」を継承しつつ、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の一層の充実を図るとともに、児童福祉法*1に定める障がいのある子どもに対する支援についても計画的に推進するため、平成27年度から平成29年度の3か年を計画期間とする『桂川町第4期障がい福祉計画』（以下、本計画）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

障害者基本法*2に基づく『桂川町障害者計画』が桂川町における障がい者施策全般に関する基本計画であるのに対して、本計画は、障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す事業計画として位置づけられます。また、本計画では、障がいのある子どもを支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援についても盛り込むものとします。

本計画は、『桂川町障害者計画』をはじめとして、国や福岡県の関連計画を踏まえ、『第5次桂川町総合計画』を上位計画として、その他関連計画との整合性を持たせたものとします。

<【参考】障害者総合支援法（抜粋）>

<障害者総合支援法>

第八十八条(市町村障害福祉計画)

市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- *1 **児童福祉法**：児童の健全な育成，児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、障がいのある子どもに対するサービスの給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。
- *2 **障害者基本法**：障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がいのある人の福祉を増進することを目的として制定された法律。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度の3年間とします。なお、国の方針等に
従い、計画期間中に見直しを行う可能性もあります。

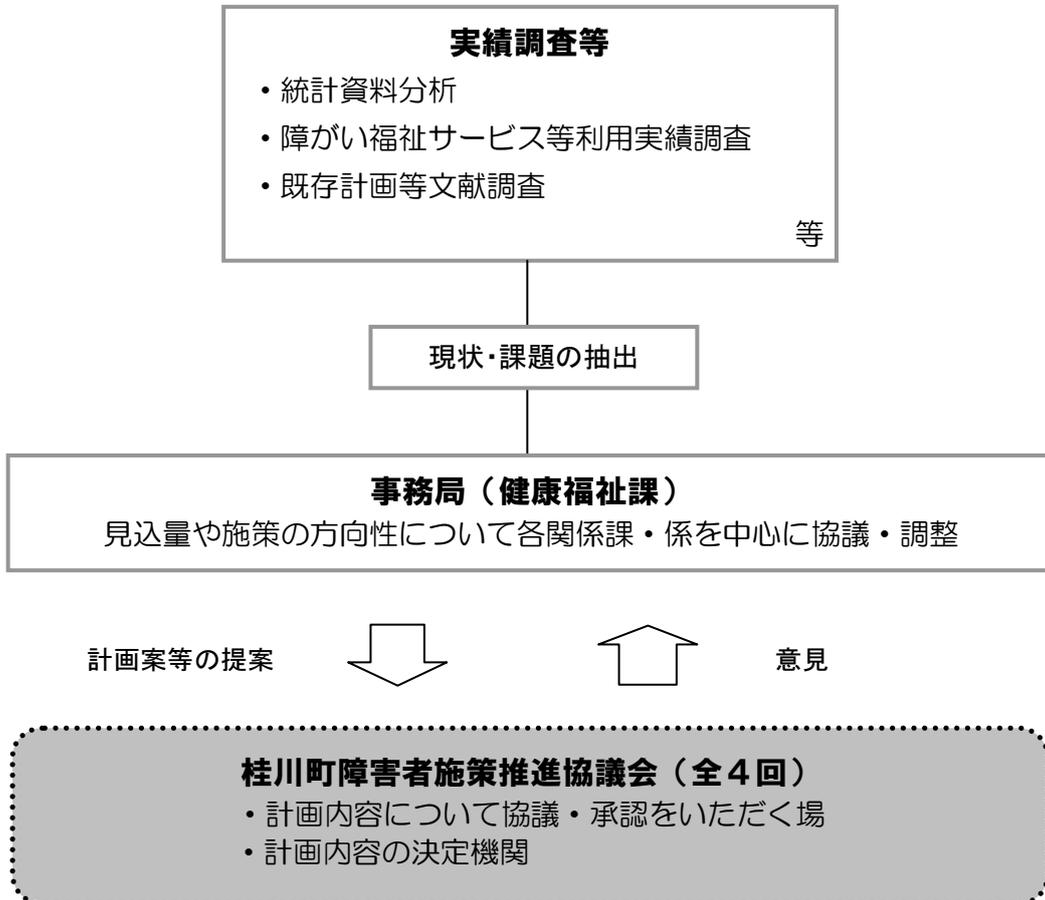
<計画の期間>

| 平成 18年度 | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|------------|------------|
| 第1期 障害者計画 | | | | | | | | | | 第2期 障害者計画 | | |
| 第1期 障害福祉計画 | | 見直し | 第2期 障害福祉計画 | | 見直し | 第3期 障害福祉計画 | | 見直し | 第4期 障害福祉計画 | | | |



4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、社会福祉関係者、行政機関関係者等で構成される「桂川町障害者施策推進協議会」において協議を行いました。



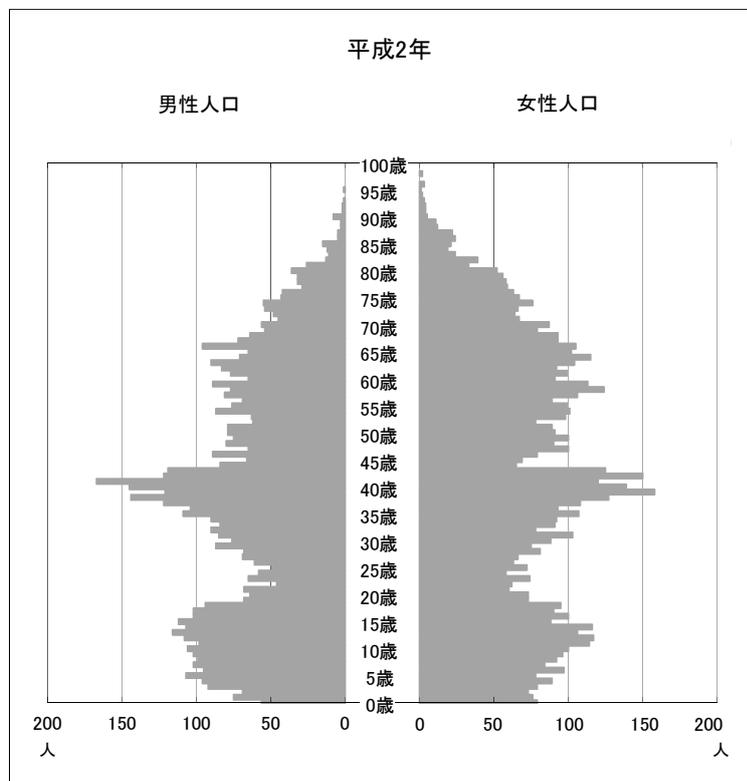
※**桂川町障害者施策推進協議会**は、住民参加による計画策定プロセスを示す



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

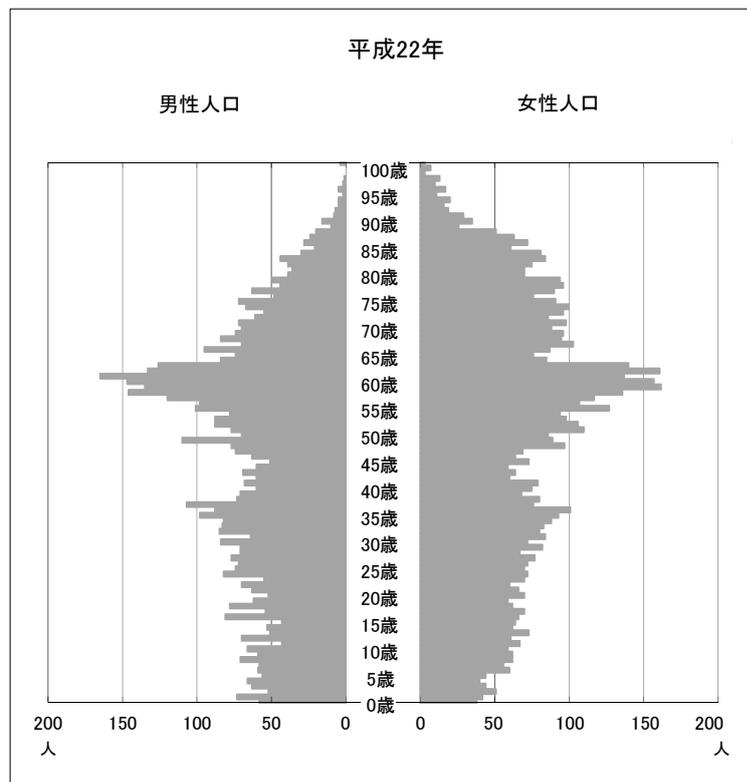
(1) 年齢人口構成の推移



平成2年（1990年）の年齢人口構成をみると、40歳代前半の年齢層に大きな山があります。この年齢層は、1947年から1949年の第1次ベビーブームに時期に生まれた、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人たちです。また、10歳代の年齢層にも大きな山がみられますが、この年齢層は、「団塊の世代」の子どもにあたる人たちです。

平成22年（2010年）の年齢人口構成をみると、「団塊の世代」の人たちが60歳代前半となって、そのまま定住している様子が見えます。そのため、「団塊の世代」が65歳に達する平成27年以降は、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）が一段と高まり、高齢化が急速に進行することになります。

一方、平成2年に10歳代であった子どもは、平成22年には30歳代になっていますが、両者の人口を比較すると減少しています。また、30歳代を中心とした年齢層が子どもを産み育てる若い世代ですが、この年齢層の人口減少に伴い、子ども人口も急激に減少しています。このような急速な少子化の傾向は今後も継続すると予想されます。



資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

桂川町の総人口は減少傾向にあり、平成2年の14,182人から平成22年には13,863人となり、20年間で319人減少しました。

年少人口(0～14歳)は、平成2年の2,824人から平成22年の1,719人となり、1,105人減少しました。総人口に対する構成比も、平成2年に19.9%であったものが、減少し続け、平成22年には12.4%となりました。生産年齢人口(15～64歳)は、平成2年の8,999人と平成22年の8,592人を比較すると、407人減少しましたが、平成12年までの増加傾向から、その後は減少傾向に転じています。総人口に対する構成比は、大きな変化がみられませんでした。老年人口(65歳以上)は、平成2年の2,346人から平成22年には3,545人となり、1,199人増加しました。総人口に対する構成比、いわゆる高齢化率は、平成2年には16.5%であったものが、平成22年には25.6%となりました。

桂川町では、急速に少子高齢化が進行している状況がうかがえます。

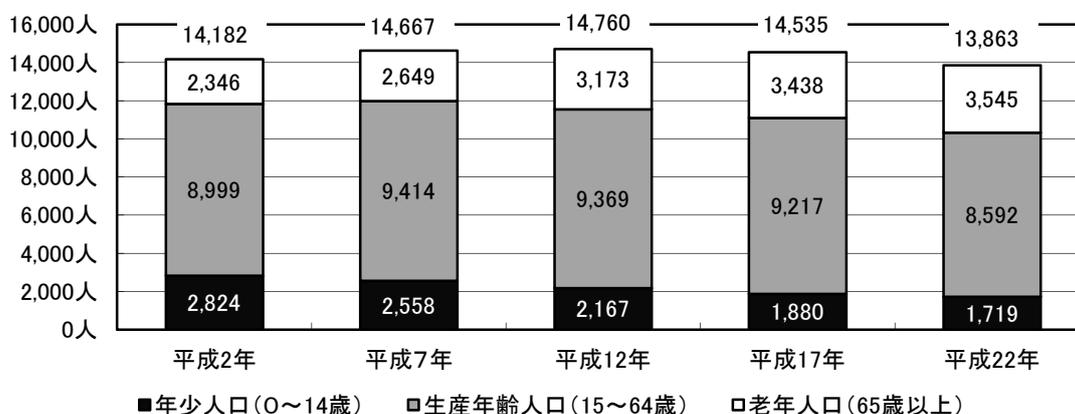
<年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 14,182 | 14,667 | 14,760 | 14,535 | 13,863 |
| 年少人口(0～14歳) | 2,824 | 2,558 | 2,167 | 1,880 | 1,719 |
| 構成比 | 19.9% | 17.4% | 14.7% | 12.9% | 12.4% |
| 生産年齢人口(15～64歳) | 8,999 | 9,414 | 9,369 | 9,217 | 8,592 |
| 構成比 | 63.5% | 64.2% | 63.5% | 63.4% | 62.0% |
| 老年人口(65歳以上) | 2,346 | 2,649 | 3,173 | 3,438 | 3,545 |
| 構成比 | 16.5% | 18.1% | 21.5% | 23.7% | 25.6% |
| 年齢不詳 | 13 | 46 | 51 | 0 | 7 |

資料：国勢調査

<年齢3区分別人口構成の推移>



(3) 世帯構成の推移

桂川町の一般世帯数は、平成2年の4,522世帯と平成22年の5,204世帯を比較すると、682世帯増加しましたが、平成17年までの増加傾向から、その後は、わずかですが減少に転じています。

核家族世帯は、平成2年の2,866世帯から平成22年には3,146世帯となり、20年間で280世帯増加しましたが、一般世帯数に対する割合は減少傾向にあるものの、大きな減少ではありません。核家族世帯が増加している大きな要因は、高齢者世帯が多くを占める夫婦のみの世帯の増加です。一方、親族世帯の一般世帯数に対する割合は、平成2年の83.1%から平成22年には74.0%まで減少しました。このことは親族世帯のうち、核家族世帯の除く世帯の割合が減少したことも大きな要因となっていますが、その世帯には孫・子・親からなる3世代世帯が多くを占めています。

単独世帯については、世帯数が平成2年の756世帯から平成22年には1,306世帯となり、20年間で約1.7倍増加しました。一般世帯数に対する割合をみると、平成2年に16.7%であったものが、平成22年では25.1%まで増加しました。

桂川町では、世帯の小規模化が進行している状況がうかがえます。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

| | 一般世帯 | 親族世帯 | | | | | | | 非親族世帯 | 単独世帯 |
|-------|---------------|----------------|----------------|--------|--------|--------|----------|--------------|-------|----------------|
| | | | 核家族世帯 | | | | その他の親族世帯 | | | |
| | | | 夫婦のみ | 夫婦と子ども | 男親と子ども | 女親と子ども | | | | |
| 平成2年 | 4,522 100% | 3,756 83.1% | 2,866 63.4% | 853 | 1,564 | 60 | 389 | 890 19.7% | 10 | 756 16.7% |
| 平成7年 | 4,765 100% | 3,883 81.5% | 2,992 62.8% | 847 | 1,646 | 71 | 428 | 891 18.7% | 14 | 868 18.2% |
| 平成12年 | 4,993 100% | 3,982 79.8% | 3,118 62.4% | 906 | 1,649 | 72 | 491 | 864 17.3% | 18 | 993 19.9% |
| 平成17年 | 5,249 100% | 4,018 76.5% | 3,216 61.3% | 985 | 1,582 | 86 | 563 | 802 15.3% | 18 | 1,213 23.1% |
| 平成22年 | 5,204 100% | 3,851 74.0% | 3,146 60.5% | 1,036 | 1,458 | 85 | 567 | 705 13.5% | 46 | 1,306 25.1% |

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

2 障害者手帳所持者等の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳*1の所持者数は、平成22年度の963人と平成26年度の954人を比較すると9人減少していますが、この間、少数の増加と減少を繰り返しています。

年代別でみると、18歳以上が98%以上を占めています。

障がい程度別でみると、もっとも重度である1級がもっとも多く、4級が続いています。平成26年度では、1級と2級が全体の46.3%を占めており、3級と4級が36.4%、5級と6級が17.3%となっています。重度の手帳所持者が大変高い割合を占めています。

障がい種別でみると、肢体不自由の手帳所持者数がもっとも多く、平成26年度では、548人で、全体の57.4%を占めています。以下、内部障がいの181人、19.0%、視覚障がいの111人、11.6%が続いています。

<身体障害者手帳所持者数の推移>

単位：人

| 区 分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合 計 | | 963 | 950 | 958 | 957 | 954 |
| 年代別 | 18歳未満 | 18 | 16 | 16 | 16 | 14 |
| | 18歳以上 | 945 | 934 | 942 | 941 | 940 |
| 障がい程度別 | 1級 | 272 | 272 | 278 | 277 | 272 |
| | 2級 | 176 | 177 | 174 | 175 | 170 |
| | 3級 | 143 | 135 | 140 | 134 | 133 |
| | 4級 | 193 | 192 | 199 | 208 | 214 |
| | 5級 | 92 | 94 | 92 | 90 | 88 |
| | 6級 | 87 | 80 | 75 | 73 | 77 |
| 障がい種別 | 視覚障がい | 129 | 115 | 116 | 111 | 111 |
| | 聴覚・平衡機能障がい | 94 | 88 | 89 | 91 | 93 |
| | 音声・言語・そしゃく機能障がい | 25 | 23 | 22 | 21 | 21 |
| | 肢体不自由 | 543 | 545 | 550 | 551 | 548 |
| | 内部障がい | 172 | 179 | 181 | 183 | 181 |

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

*1 身体障害者手帳：身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳。身体障害者手帳の等級は、重度である1級から6級に区分されている。さらに、障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

(2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳^{*1}の所持者数は、平成22年度の115人と平成26年度の135人を比較すると20人増加しており、増加の傾向にあります。

年代別でみると、18歳以上が8割以上を占めています。

障がい程度別でみると、重度であるAの手帳所持者が中・軽度のBよりも高い割合となっています。平成26年度では、Aの手帳所持者が75人で、全体の55.6%を占めています。

<療育手帳所持者数の推移>

単位：人

| 区 分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合 計 | | 115 | 120 | 131 | 134 | 135 |
| 年代別 | 18歳未満 | 20 | 25 | 25 | 27 | 25 |
| | 18歳以上 | 95 | 95 | 106 | 107 | 110 |
| 障がい程度別 | A(重度) | 67 | 67 | 70 | 71 | 75 |
| | B(中・軽度) | 53 | 53 | 61 | 63 | 60 |

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）



* 1 **療育手帳**：児童相談所または障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がい児（者）に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

(3) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳^{*1}の所持者は、平成22年度の73人と平成26年度の90人を比較すると17人増加しており、増加の傾向にあります。

年代別でみると、18歳～64歳が8割以上を占めています。

障がい程度別でみると、重度である2級の手帳所持者がもっとも高い割合で、3級、1級が続いています。平成26年度では、2級の手帳所持者が56人で、全体の62.2%を占めています。

自立支援医療^{*2}対象者は、平成22年度の135人と平成26年度の178人を比較すると43人増加しており、増加の傾向にあります。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位：人

| 区分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | | 73 | 87 | 75 | 77 | 90 |
| 年代別 | 18歳未満 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 18～64歳 | 65 | 75 | 65 | 65 | 74 |
| | 65歳以上 | 8 | 11 | 9 | 12 | 16 |
| 障がい程度別 | 1級 | 5 | 5 | 6 | 7 | 7 |
| | 2級 | 45 | 54 | 50 | 48 | 56 |
| | 3級 | 23 | 28 | 19 | 22 | 27 |

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

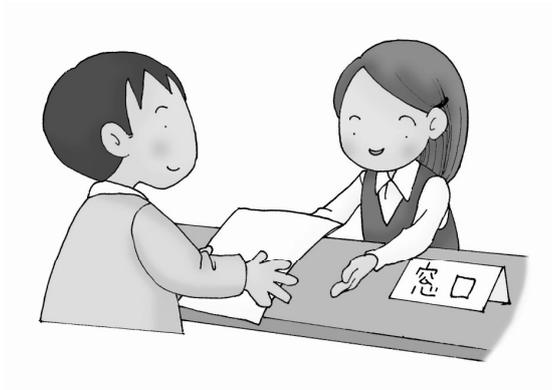
<自立支援医療対象者数の推移>

単位：人

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自立支援医療対象者数 | 135 | 142 | 170 | 172 | 178 |

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

- *1 **精神障害者保健福祉手帳**：精神障がいのある人が各種支援を受けやすくすることを目的として交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。
- *2 **自立支援医療**：従来の更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法の制定により制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもので、現在は障害者総合支援法のもとで運用されている。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

互いに理解し 支え合い ともに生きる

障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心していきいきと生活し、地域との“つながり”や、あたたかい“ふれあい”の中で、地域社会の一員として、自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現をめざします。

そのためには、すべての障がいのある人について、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することや、社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会を有することが大切です。同時に、障がいを理由に差別することや権利を侵害することなく、町民一人ひとりが障がい及び障がいのある人について正しい認識を持つことが大切です。

あわせて、基本的人権尊重の理念に立ち、障がいのある人もない人も同等な権利が得られるよう、さまざまな支援を進めていくことが必要となります。

本計画を障がいのある人だけを対象とするのではなく、町民全員の計画と位置づけ、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できるまちづくりをめざします。

2 計画の基本的な視点

視点1 障がい特性に対する留意

従来は、身体障がいと知的障がいは障がい者施策、精神障がいは主として保健・医療施策の対象であり、障がい種別に法律が制定され事業体系が分立していましたが、障害者自立支援法の施行、さらに、同法が改正された障害者総合支援法において、障がい福祉サービス等が共通の制度のもとで一元的に提供される仕組みが確立しました。また、障がい福祉サービス等の対象となる範囲として、発達障がい*¹や高次脳機能障がい*²については、精神障がいに含むことが確認されるとともに、難病患者等も含むものとされました。このようなサービ

*1 **発達障がい**：発達障害者支援法によれば、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」が発達障がいとされる。

*2 **高次脳機能障がい**：交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態をいう。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症狀が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいと言われている。

ス提供体制のもとでは、障がい種別等の違いを越えて、一人ひとりのニーズに応じた支援が重要となります。

ケアマネジメント*¹の手法を活用しながら、個人の特性をとらえた「必要な人に、必要なサービス」の提供をめざします。

視点2 一貫した相談・サービス提供体制の充実

障がいがあっても、地域で安心して、いきいきと暮らすためには、個々の障がいの状態や年齢に応じ、本人が求めるニーズを踏まえた支援を行いつつ、生涯にわたってサポートできる仕組みづくりが必要です。そのためには、福祉・保健・医療・教育・就労等の各分野が一体となって、乳幼児期からの一貫した相談・支援体制を整備することが重要です。

相談支援の質を高め、地域生活に必要なさまざまなサービスが適切に提供できるよう、相談支援体制や関係機関のネットワーク構築の充実をめざします。

視点3 地域生活・活動の充実

障がいのある人に対する正しい知識と理解を深め、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するためには、障がいのある人の地域における社会参加の場を設け、地域住民との交流機会を一層充実させていく必要があります。また、施設から地域生活への移行が進む中、障がいのある人が生活の場として望む場所を選択し、可能な限り身近なところで必要なサービスを受けられることができる体制を整えることが大切です。

障がいのある人達の自立と社会参加を推進し、地域での生活と活動の充実を図るため、地域生活支援の拠点等を含めたサービス提供体制の整備をめざします。

視点4 就労の場づくり

障がいのある人が、一人ひとりの能力を最大限に発揮して日常生活及び社会生活を営み、自立と社会参加を推進していくためには、事業者のみならず、広く町民に対して障がいのある人の雇用に対する理解と協力を求め、障がいのある人が働きやすい環境づくりを進めることが大切です。

関係機関と連携した就労支援を推進し、多様な働き方を可能にする施策の充実をめざします。

* 1 ケアマネジメント：障がいのある人の地域における生活を支援するために、利用者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

3 施策の体系

| サービスの体系 | サービスの種類 | 具体的なサービス・事業 |
|---------------|-------------|--|
| 障がい福祉サービス | 1 訪問系サービス | ①居宅介護（ホームヘルプ） ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援 |
| | 2 日中活動系サービス | ①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労移行支援 ⑤就労継続支援（A型） ⑥就労継続支援（B型） ⑦療養介護 ⑧短期入所（ショートステイ） |
| | 3 居住系サービス | ①共同生活援助（グループホーム） ②施設入所支援 |
| | 4 相談支援 | ①地域移行支援 ②地域定着支援 ③計画相談支援 |
| 地域生活支援事業 | 1 必須事業 | ①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業 |
| | 2 任意事業 | ①日常生活支援 ②社会参加支援 ③就業・就労支援 |
| 障がいのある子どもへの支援 | 1 通所支援 | ①児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援 |
| | 2 相談支援 | ① 障害児相談支援 |

第4章 障がい福祉サービス

1 基本的な考え方

障害者総合支援法の基本的な考え方を踏まえ、「障がい支援区分」の認定を受けることによって、身体・知的・精神といった障がいの種別や年齢にかかわらず、さまざまな障がい福祉サービスが適切に利用できる仕組みづくりを進めます。

2 訪問系サービス

(1) サービスの内容、実績及び見込量

■見込量の算出方法■

平成24～26年度の各サービスの利用者数並びに利用量の実績を基礎として、平成27年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

1 居宅介護（ホームヘルプ*¹）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|--------------|---------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 実人数（／月） | 24 | 19 | 18 | 19 | 15 | 14 |
| | 時間分（／月） | 418 | 323 | 284 | 329 | 261 | 244 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

*1 **ホームヘルプ**：障がいのある人の家庭をホームヘルパーが訪問し、介護サービスや生活援助（家事）サービス、相談・助言を行い、利用者やその家庭が安心して在宅で生活を送ることができるよう援助するとともに、家族等介護者の介護負担の軽減を図ること。

2 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 重度訪問介護 | 実人数（／月） | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 時間分（／月） | 169 | 143 | 141 | 157 | 157 | 157 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

3 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある人の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 同行援護 | 実人数（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 時間分（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |



4 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 行動援護 | 実人数（／月） | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 時間分（／月） | 0 | 0 | 0 | 15 | 15 | 15 |

*平成24年度～26年度の実績はなかったが、受給決定者がいるため1人分の利用を見込んだ

5 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

このサービスでは、さまざまなサービスを組み合わせることで手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 重度障害者等包括支援 | 実人数（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 時間分（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

（2）支援の方向性

重複・重度化を含む障がいのある人、障がいのある子ども、難病を患っている人のそれぞれの特性に応じるため、障がい福祉サービス事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、ホームヘルパー等の養成と確保を働きかける等、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけていきます。

3 日中活動系サービス

(1) サービスの内容、実績及び見込量

■ 見込量の算出方法 ■

平成24～26年度の各サービスの利用者数並びに利用量の実績を基礎として、平成27年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

1 生活介護

障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所によりさまざまなサービスを提供し、障がいのある人の社会参加と福祉の増進を支援します。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|-----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 生活介護 | 実人数（／月） | 52 | 54 | 53 | 55 | 56 | 56 |
| | 人日分*1（／月） | 1,092 | 1,150 | 1,148 | 1,179 | 1,201 | 1,201 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値



*1 人日分：実人数それぞれの利用日数の合計値。

2 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 自立訓練（機能訓練） | 実人数（／月） | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日分（／月） | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

3 自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた人などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある人の地域生活への移行を支援します。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 自立訓練（生活訓練） | 実人数（／月） | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | 5 |
| | 人日分（／月） | 86 | 66 | 74 | 82 | 98 | 82 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

4 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|---------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 就労移行支援 | 実人数（／月） | 5 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 人日分（／月） | 87 | 30 | 37 | 52 | 52 | 52 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

5 就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|------------|---------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 就労継続支援（A型） | 実人数（／月） | 1 | 3 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 人日分（／月） | 7 | 44 | 120 | 126 | 144 | 161 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

6 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行をめざします。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|------------|---------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 就労継続支援（B型） | 実人数（／月） | 31 | 31 | 36 | 35 | 36 | 37 |
| | 人日分（／月） | 653 | 634 | 711 | 728 | 749 | 770 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

7 療養介護

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 療養介護 | 実人数（／月） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

8 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

障害者支援施設等において実施される「福祉型」と、病院や診療所、介護老人保健施設において実施され、重症心身障がい等のある人や子どもが利用する「医療型」があります。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 短期入所（ショートステイ） 福祉型 | 実人数（／月） | 5 | 6 | 6 | 8 | 8 | 8 |
| | 人日分（／月） | 21 | 29 | 36 | 44 | 44 | 44 |
| 短期入所（ショートステイ） 医療型 | 実人数（／月） | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 人日分（／月） | 17 | 16 | 10 | 10 | 10 | 10 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

(2) 支援の方向性

障がい福祉サービス事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、利用ニーズの把握に努め、障がい福祉サービス事業者等と連携してサービス調整を図るとともに、情報支援等を通じて事業者の移行を促進し、必要なサービス量の確保を図ります。

あわせて、公共職業安定所^{*1}や保健福祉環境事務所、商工会、障がい福祉サービス事業者、民間企業、障害者就業・生活支援センター^{*2}等の関係機関とのネットワークの形成及び障害者トライアル雇用^{*3}やジョブコーチ制度^{*4}等の活用を促進します。雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がいのある人への雇用に関する情報提供に努め、就労支援策の強化、雇用促進を図ります。また、工賃の確保等にも留意し、サービス提供体制の整備を進めます。

-
- * 1 **公共職業安定所**：通称は「ハローワーク」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。
 - * 2 **障害者就業・生活支援センター**：就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用等の関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。
 - * 3 **障害者トライアル雇用**：障がいのある人に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇用してもらい、障がい者雇用の機会を拡大していこうとするもの。期間は原則として3か月で、労働基準法等の労働関係法令に基づき事業主と障がいのある人との間で雇用契約を結び、労働保険等が適用される。
 - * 4 **ジョブコーチ制度**：障がいのある人が職場に適応し、定着できるよう、就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする職場適応援助者制度のこと。平成14年に障がいのある人の雇用支援事業として開始。

4 居住系サービス

(1) サービスの内容、実績及び見込量

■ 見込量の算出方法 ■

平成24～26年度の各サービスの利用者数の実績を基礎として、平成27年度以降、想定される利用者数を統計学的に予測することで、各サービスの見込量を算出しました。

1 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。ただし、共同生活が苦手な利用者にとってはデメリットとなることもあります。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------------------|---------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 共同生活援助 （グループホーム） | 実人数（／月） | 22 | 23 | 23 | 25 | 26 | 27 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

2 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|---------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 施設入所支援 | 実人数（／月） | 36 | 35 | 35 | 34 | 33 | 32 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

(2) 支援の方向性

グループホームについては、障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられます。そのため、地域への理解促進、事業者や障がい者諸団体等への情報提供等を行い、整備の

支援に努めます。

また、施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障がい支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

5 相談支援

(1) サービスの内容、実績及び見込量

■ 見込量の算出方法 ■

平成24～26年度の障がい福祉サービス受給決定者や精神科病院からの退院者数の実績から、平成27年度以降、利用者数を統計学的に予測し、想定される一人あたり利用回数に乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

1 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人、精神科病院に入院している人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。

このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある人の地域生活への円滑な移行をめざします。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|-----|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 地域移行支援 | 実人数 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 |

*平成27年度～29年度の実人数は、精神科病院退院患者の内家庭復帰をした人数（平成24年度政令市を除く県全体の実績より推計）から、3人分の利用を見込んだ

2 地域定着支援

単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある人の地域生活の継続をめざします。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 地域定着支援 | 実人数 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 |

*平成27年度～29年度の実人数は、精神科病院退院患者の内家庭復帰をした人数（平成24年度政令市を除く県全体の実績より推計）から、3人分の利用を見込んだ

3 計画相談支援

サービス利用支援では、障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

このサービスでは、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

継続サービス利用支援では、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

このサービスでは、サービス利用支援と同様、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 計画相談支援 | 実人数 | 1 | 62 | 116 | 136 | 134 | 133 |
| | 回/年 | 1 | 62 | 116 | 340 | 336 | 335 |

*平成24年度、25年度は年間の利用実績。平成26年度は4～9月の利用実績の2倍（年換算）

*平成27年度～29年度の実人数は、実績に基づき受給対象者を予測し、見込んだ

*平成27年度～29年度の年間の利用回数は、在宅サービスの実人数の1割を毎月、9割を半年に1回の、施設入所の実人数が年に1回のモニタリング（計画更新を含む）を実施するものとして、利用を見込んだ

(2) 支援の方向性

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人が、ニーズに応じた福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。

また、障害者支援施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人の地域移行や地域定着を進めるため、相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応等）の充実を図ります。そのため、対象者の把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。





第 5 章 地域生活支援事業

1 基本的な考え方

地域生活支援事業は、市町村が実施主体となる事業で、障がいのある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供するものです。地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ります。

また、複数の市町村が連携し広域的に実施することや、事業の全部または一部を委託することも可能となるため、利用者ニーズや桂川町の資源（障がいのある人たちを支援するサービス事業所やボランティア団体、行政機関等）などを勘案し、実情に応じたサービスの確保に努めます。

2 必須事業

（1）サービスの内容と見込み

1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁*¹」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

具体的には、ひまわりフェスタや人権同和問題地域懇談会等を通して、障がい及び障がいのある人や障がいのある子どもについて理解を深めるとともに、地域社会での支援のあり方についての啓発活動を行います。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法*²)についての啓発を図るため、パンフレットの作成を行うなど、広報活動を推進します。

2 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

具体的には、障がいのある人の支援活動を行うボランティア団体等への助成金を支給す

* 1 **社会的障壁**：障害者基本法によれば、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」が社会的障壁とされる。

* 2 **障害者差別解消法**：障害者基本法の基本的な理念に則り、すべての障がいのある人が、障がいのある人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もってすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律である。

るとともに、障がい者諸団体等に対しては、活動にあたっての補助金を支給します。また、災害対策として、地域での災害時要援護者を含めた避難訓練の検討し、その実施にあたっての支援に努めます。

3 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

【障がい者相談支援事業】

障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助等を行います。

| | | |
|------------|------|---|
| 障がい者相談支援事業 | 実施形態 | 広域：桂川町、飯塚市、嘉麻市 |
| | 実施者 | 委託：障がい者生活支援センター BASARA 障がい者生活支援センター かさまつ 障がい者相談支援センター たいよう 障がい者生活支援センター さん・あび 生活相談センター フォスク |

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ることを目的とするものです。本町においては、圏域内に5か所設置された上記の障がい者生活支援センターが相互に連携しながら、相談支援を実施しており、基幹相談支援センターはありませんが、1か所の生活支援センターに通常の相談支援専門員のほかに専門職を配置する形で実施しています。

【住宅入居等支援事業】

知的障がい者・精神障がい者等で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により、入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通して障がいのある人の地域生活を支援します。

| | 単位等 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|-------------------|-------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 障がい者相談支援事業 | 実施箇所数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | のべ件数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

4 成年後見制度*¹利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

| | 単位等 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|--------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | のべ件数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

具体的には、本事業の効率的かつ有効な展開を図るため、高齢者福祉部門と連携して取り組みます。

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や手話奉仕員*²の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

| | | |
|----------|------|------------|
| 意思疎通支援事業 | 実施形態 | 町単独 |
| | 実施者 | 委託：桂川手話の会等 |

| | 単位等 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 手話奉仕員派遣 | のべ回数 | 27 | 28 | 56 | 54 | 54 | 54 |
| 手話通訳者派遣 | のべ回数 | | | | 6 | 6 | 6 |
| 手話通訳者設置 | 設置人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

* 1 成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、これらの人を不利益から守る制度。

* 2 手話奉仕員：聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。

7 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

| | |
|-------------|--|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台、特殊マット、その他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。 |
| 在宅療養等支援用具 | 電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。 |
| 排泄管理支援用具 | ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。 |
| 住宅改修費 | 障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 |

| | 単位等 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|-------------|------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 日常生活用具給付事業 | | | | | | | |
| 介護・訓練支援用具 | のべ件数 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 自立生活支援用具 | | 3 | 10 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 在宅療養等支援用具 | | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 情報・意思疎通支援用具 | | 2 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 排泄管理支援用具 | | 430 | 417 | 471 | 470 | 470 | 470 |
| 住宅改修費 | | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

※件数は、1か月分を1件とする。

8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

| | 単位等 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|-------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 受講者数 | 0 | 18 | 8 | 10 | 10 | 10 |

9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

個別支援が必要な障がいのある人に対するマンツーマンでの支援（個別支援型）、グループ活動等の複数に対する同時支援（グループ支援型）を行います。

| | 単位等 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|--------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 移動支援事業 | 実利用者数 | 20 | 18 | 17 | 20 | 20 | 20 |
| | のべ時間 | 2,462 | 2,037 | 1,749 | 2,058 | 2,058 | 2,058 |

10 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

桂川町では、地域活動支援センターⅠ型を飯塚市と嘉麻市の広域で設置しています。

地域活動支援センターⅠ型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等（基礎的事業）に加え、その機能を強化するため、専門職（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するとともに、相談支援事業もあわせて実施します。

| | | |
|------------|------|--|
| 地域活動支援センター | 実施形態 | 広域：桂川町、飯塚市、嘉麻市 |
| | 実施者 | 委託：NPO嘉飯山ネット BASARA 施設：地域活動支援センター izumi |

| | 単位等 | 実績 | | 見込み | 第3期（見込み） | | |
|------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 地域活動支援センターⅠ型 | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

(2) 支援の方向性

事業内容の広報・啓発に努めながら、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援を推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための学びの場や活動の場の充実を図ります。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

3 任意事業

(1) サービスの内容と見込み

上記「2 必須事業」のほか、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むために求められる日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援）や社会参加支援（自動車運転免許取得・改造助成）、就業・就労支援（更生訓練費給付）を行います。

1 日常生活支援

【訪問入浴サービス】

外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴及び清拭、またはこれに伴う介護を提供します。

【日中一時支援】

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、各種社会福祉法人により日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

| | 単位等 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|----------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 訪問入浴サービス | 実利用者数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | のべ回数 | 50 | 51 | 52 | 52 | 52 | 52 |
| 日中一時支援 | 実利用者数 | 6 | 8 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| | のべ回数 | 250 | 206 | 284 | 325 | 325 | 325 |

2 社会参加支援

【自動車運転免許取得・改造助成】

障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

| | 単位等 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|----------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 自動車運転免許取得・改造助成 | のべ件数 | 0 | 2 | 4 | 6 | 6 | 6 |

3 就業・就労支援

【更生訓練費給付】

社会復帰の促進を図ることを目的として、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障がいのある人に対し、更生訓練費を支給します。

| | 単位等 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 更生訓練費給付 | のべ件数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(3) 支援の方向性

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

第6章 障がいのある子どもへの支援

1 基本的な考え方

児童福祉法の基本的な考え方を踏まえ、障がいの種別や年齢にかかわらず、さまざまなサービスが適切に利用できるよう、障がいのある子どもやその家族ニーズや、桂川町の資源（障がいのある人たちを支援するサービス事業所やボランティア団体、行政機関等）などを勘案しながら、サービス提供の仕組みづくりを進めます。

2 通所支援

（1）サービスの内容、実績及び見込量

■ 見込量の算出方法 ■

平成 24～26 年度の各サービスの利用者数並びに利用量の実績を基礎として、平成 27 年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

1 児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

障がいのある子どもに対する通所施設は、以前は障がい種別ごとに分かれていましたが、複数の障がいに対応できるよう平成 24 年度より一元化が行われました。ただし、これまで同様に障がいの特性に応じたサービス提供も認められています。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|-----------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 児童発達支援 | 実人数（／月） | 4 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| | 人日分（／月） | 37 | 81 | 81 | 102 | 115 | 128 |
| 医療型児童発達支援 | 実人数（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日分（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

*平成 24 年度、25 年度の実績は、1 年間の平均値。平成 26 年度の見込みは、4～9 月の平均値

2 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 放課後等デイサービス | 実人数（／月） | 3 | 5 | 7 | 6 | 7 | 8 |
| | 人日分（／月） | 21 | 32 | 59 | 46 | 54 | 61 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

3 保育所等訪問支援

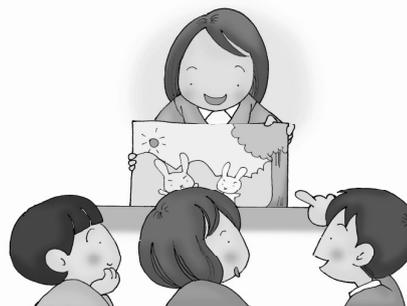
障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|----------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 保育所等訪問支援 | 実人数（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日分（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

*平成24年度、25年度の実績は、1年間の平均値。平成26年度の見込みは、4～9月の平均値

（2）支援の方向性

障がい福祉サービス事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービスを利用する障がいのある子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。



3 相談支援

(1) サービスの内容、実績及び見込量

■ 見込量の算出方法 ■

平成24～26年度の児童福祉法に基づく障がいのある子どもへのサービス受給決定者数の実績から、平成27年度以降、利用者数を統計学的に予測し、想定される一人あたり利用回数に乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

【サービスの内容】

障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|---------|-----|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 障害児相談支援 | 実人数 | 0 | 13 | 14 | 14 | 16 | 18 |
| | 回/年 | 0 | 13 | 44 | 42 | 48 | 54 |

*平成24年度、25年度は年間の利用実績。平成26年度は4月～9月の利用実績の2倍（年換算）

*平成27年度～29年度の実人数は、実績に基づき受給対象者を予測し、見込んだ

*平成27年度～29年度の年間の利用回数は、実人数の1割を毎月、9割を半年に1回のモニタリング（計画更新を含む）を実施するものとして、利用を見込んだ

(2) 支援の方向性

サービスを利用するすべての障がいのある子どもが、その子どもや家族のニーズに応じたサービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象となる子どもの把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

第7章 平成29年度に向けた数値目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--------------|-------|---------------------------------|
| 入所者数（基準値） | 34人 | 平成25年度末の人数（A） |
| 目標年度入所者数 | 32人 | 平成29年度末時点の利用見込み（B） |
| 目標値（削減見込み） | 2人 | $(A) - (B) = (C)$ |
| | 5.9% | $(C) \div (A) = (D)$ （国の基準4%以上） |
| 目標値（地域生活移行数） | 5人 | 施設入所からグループホーム等への移行者数（E） |
| | 14.7% | $(E) \div (A)$ （国の基準12%以上） |

2 地域生活拠点等の整備

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。また、今後、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

桂川町では、平成29年度末までに、町内もしくは飯塚圏域において、障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等（地域生活拠点等）を少なくとも一つ整備することを目標とし、関係機関とも協議をすすめます。なお、地域生活拠点等とは、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受入や対応、専門性の確保や地域の体制づくり等）の集約を行う拠点もしくは地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な体制をいいます。

3 福祉施設から一般就労への移行

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|------------------------|----|--|
| 年間一般就労移行者数（基準値） | 4人 | 平成24年度の福祉施設の利用者のうち、就労移行支援等を通じて、一般就労に移行した人の数 |
| 目標値（目標年度の年間一般就労移行者数） | 8人 | 平成29年度の福祉施設の利用者のうち、就労移行支援等を通じて、一般就労に移行する人の数 （国の基準：平成24年度の移行実績の2倍以上） |
| 就労移行支援事業利用者数（基準値） | 1人 | 平成25年度末の就労移行支援事業利用者数 |
| 目標値（目標年度の就労移行支援事業利用者数） | 3人 | 平成29年度末の就労移行支援事業利用者数 （国の基準：平成25年度末の利用者数の1.6倍以上） |

第8章 計画の推進体制

1 サービス利用支援体制の推進

(1) 制度・サービスに関する情報提供体制の充実

障害者総合支援法の基本理念において示されている「すべての障がい者及び障がい児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障がい者及び障がい児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること」を実現するためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、第4期障がい福祉計画の推進を通して、障害者総合支援法の趣旨の普及・啓発を図ります。

また、制度や新しいサービス体系、地域生活支援事業の内容等について、広報等を活用し情報提供の充実を図ります。

(2) 人材の育成と資質の向上

人材の育成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化やこれに係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、障がい福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

障がい福祉サービスや相談支援が適切に実施されるよう、県等の関係機関と連携を図り、保健師等の行政職員の人材育成と確保に努めるとともに、相談支援従事者等のサービスの提供に関わる人材の育成及び資質の向上に努めます。

(3) 地域資源の有効活用

障がい者諸団体やボランティア団体、NPO*¹法人(特定非営利活動法人)等に対し自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障がいのある人を地域で支える体制づくりを推進します。

(4) 事業者の参入促進

利用者のニーズに対応できるよう、事業者に対する情報提供等により、参入促進を図ります。

* 1 NPO:「Nonprofit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略で、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。また、NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人である。

2 計画の推進・評価体制

(1) 関係機関等との連携

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する町民、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び町や県といった行政等が協働の視点に立ってそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

障がいのある人の地域生活支援として重要な役割を担う相談支援体制については、飯塚市・嘉麻市と共同で飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークを中心に、人材の育成や不足している社会資源の開発や障がい者施策への反映等を行い、地域におけるネットワーク等、広域的な体制の整備を図ります。

(2) 給付の適正化

サービス事業者の質の向上を図るとともに、サービス利用者にとって真に必要なサービスが提供されるよう、審査会による「障がい支援区分」の適切な認定に努めます。

(3) 庁内推進体制の整備

障がい者施策については、保健・医療・教育・就労等全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

(4) 計画の点検・評価

本計画の進行管理は、「桂川町障害者施策推進協議会」において行います。障がい者施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を調査審議することを目的とし、庁内関係各課や町民・関係団体による評価・意見を踏まえ、国の社会福祉制度改革の動向も見極めながら、推進体制の整備と計画の周知及び進行管理、評価・見直しを行っていきます。



資料編

1 桂川町障害者施策推進協議会規則

平成 20 年 9 月 24 日

規則第 14 号

改正 平成 24 年 3 月 23 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、障害者福祉に関する総合的な施策について審議を行い、その推進に資するため、桂川町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 障害者福祉計画の策定及び推進並びに障がい福祉計画の推進に関すること。
- (2) 障害者に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 障害者施策等の推進について、必要な関係行政機関相互の連絡調整に関すること。
- (4) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 名以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 障害者（児）福祉団体の代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認められる者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、初回の任期は、平成 21 年 3 月末日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第3号）

この規定は、公布の日から施行し、平成23年6月30日から適用する。

2 協議会委員名簿

| 選出機関名 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|----------------|-----------------|----------|-------------------------|
| 桂川町議会 | 文教厚生委員会 副委員長 | ○ 本田 英子 | 平成 26 年 11 月 24 日まで |
| | 文教厚生委員会 委員 | 吉川 紀代子 | 平成 26 年 11 月 25 日から |
| 桂川町民生児童委員協議会 | 会 長 | ○ 原 口 孝子 | 平成 26 年 2 月 5 日から副会長 |
| 桂川町社会福祉協議会 | 会 長 | ◎ 樋 口 惇 | |
| 桂川町身体障害者福祉協会 | 会 長 | 原中 富志光 | |
| 桂川手話の会 | 会 長 | 右田 よう子 | |
| 桂川町心身障害児者育成会 | 事務局長 | 田中 千津代 | |
| 桂川町教育委員会 | 教育委員 | 藤川 珠磨子 | |
| 桂川町区長会 | 区 長 | 村井 一昭 | |
| 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 | 社会福祉課長 | 中竹 秀博 | |
| 飯塚公共職業安定所 | 統括職業指導官 | 大 塚 博 | 平成 26 年 9 月 30 日まで |
| | 統括職業指導官 | 工 藤 公成 | 平成 26 年 10 月 1 日から |

◎：会長 ○：副会長

任 期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

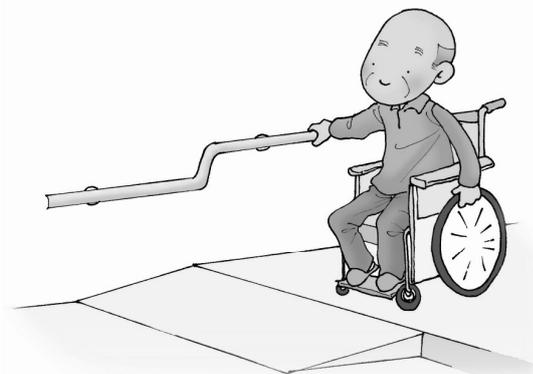
3 協議会開催日程

| 開催日 | 会議 | 内容 |
|--------------|----------|-----------|
| 平成26年 6月26日 | 第1回推進協議会 | 計画概要について |
| 平成26年 10月17日 | 第2回推進協議会 | 計画骨子案について |
| 平成27年 2月 5日 | 第3回推進協議会 | 計画原案について |
| 平成27年 3月 9日 | 第4回推進協議会 | 計画案について |

4 障がいのある人に関する社会の動向

○世界の動向

| 年号 | 動き |
|-------|--------------------------------|
| 1981年 | 「国際障害者年」 |
| 1982年 | 「障害者に関する世界行動計画」 |
| 1983年 | 「障害者の十年」(1983年～1992年) |
| 1993年 | 「アジア太平洋障害者の十年」(1993年～2002年) |
| 2003年 | 「アジア太平洋障害者の十年」の延長(2003年～2012年) |
| 2006年 | 「障害者権利条約」国連総会において採択 |
| 2013年 | 「アジア太平洋障害者の十年」の延長(2013年～2022年) |



○国の動向

| 年号 | 動き |
|--------------|--|
| 1983年(昭和58年) | 「障害者対策に関する長期計画」(昭和58年度～平成4年度)策定 |
| 1993年(平成5年) | 「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～平成14年度)策定(障害者基本法に基づく基本計画との位置づけ) 「障害者基本法」(「心身障害者対策基本法」の改正)の成立 |
| 1994年(平成6年) | 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」の成立 |
| 1995年(平成7年) | 「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」(「新長期計画」の重点施策実施計画)策定 |
| 2000年(平成12年) | 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」の成立 |
| 2002年(平成14年) | 「障害者基本計画」(平成15年度～平成24年度)策定 「重点施策実施5か年計画」(前期:平成15年度～平成19年度)策定 |
| 2003年(平成15年) | 支援費制度の施行開始(障害者自立支援法の施行により廃止) |
| 2004年(平成16年) | 「障害者基本法」の改正(障がいを理由とする差別の禁止等) |
| 2005年(平成17年) | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正(精神障がいのある人に対する雇用対策の強化等) 「発達障害者支援法」の施行 |
| 2006年(平成18年) | 「障害者自立支援法」の施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」(「ハートビル法」、「交通バリアフリー法」を一本化)の施行 「自殺対策基本法」の施行 「学校教育法」等の改正(複数の障がいに対応した教育を行うことのできる特別支援学校の制度化等) |
| 2007年(平成19年) | 「重点施策実施5か年計画」(後期:平成20年度～24年度)策定 「障害者権利条約」に署名 |
| 2011年(平成23年) | 「障害者基本法」の改正(障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や定義の見直し等) |
| 2012年(平成24年) | 「障害者虐待防止法」の施行 |
| 2013年(平成25年) | 「障害者総合支援法」の施行 「障害者差別解消法」の成立(平成28年4月施行予定) 「障害者基本計画(第3次)」(平成25年度～平成29年度)策定 |
| 2014年(平成26年) | 「障害者権利条約」の批准 |

○県の動向

| 年号 | 動き |
|--------------|---|
| 1995年(平成7年) | 「福岡県障害者福祉長期計画」策定 |
| 1999年(平成11年) | 「ふくおか障害者プラン」策定 |
| 2004年(平成16年) | 「福岡県障害者福祉長期計画」策定 「ふくおか障害者プラン(前期)」策定 |
| 2006年(平成18年) | 「福岡県障害福祉計画(第1期)」策定 |
| 2009年(平成21年) | 「福岡県障害者福祉計画」(「ふくおか障害者プラン」の後期計画と「福岡県障害福祉計画」の第2期計画を一本化)策定 |
| 2012年(平成24年) | 「福岡県障害者福祉計画(第2期)」策定 |

○町の動向

| 年号 | 動き |
|--------------|-------------------|
| 2007年(平成19年) | 「桂川町障害者福祉計画」策定 |
| 2009年(平成21年) | 「第2期桂川町障がい福祉計画」策定 |
| 2012年(平成24年) | 「第3期桂川町障がい福祉計画」策定 |

5 障がい福祉サービスの実績と見込み

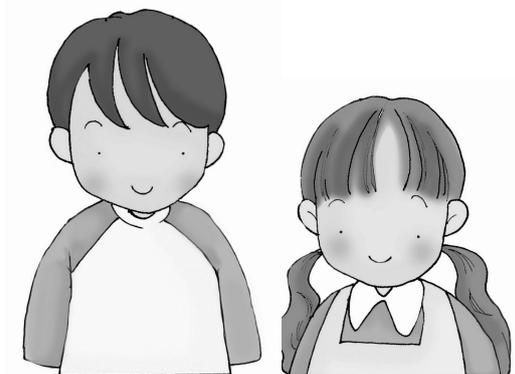
| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 実人数（／月） | 24 | 19 | 18 | 19 | 15 | 14 |
| | 時間分（／月） | 418 | 323 | 284 | 329 | 261 | 244 |
| 重度訪問介護 | 実人数（／月） | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 時間分（／月） | 169 | 143 | 141 | 157 | 157 | 157 |
| 同行援護 | 実人数（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 時間分（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 行動援護 | 実人数（／月） | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 時間分（／月） | 0 | 0 | 0 | 15 | 15 | 15 |
| 重度障害者等包括支援 | 実人数（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 時間分（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生活介護 | 実人数（／月） | 52 | 54 | 53 | 55 | 56 | 56 |
| | 人日分（／月） | 1,092 | 1,150 | 1,148 | 1,179 | 1,201 | 1,201 |
| 自立訓練（機能訓練） | 実人数（／月） | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日分（／月） | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練（生活訓練） | 実人数（／月） | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | 5 |
| | 人日分（／月） | 86 | 66 | 74 | 82 | 98 | 82 |
| 就労移行支援 | 実人数（／月） | 5 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 人日分（／月） | 87 | 30 | 37 | 52 | 52 | 52 |
| 就労継続支援（A型） | 実人数（／月） | 1 | 3 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 人日分（／月） | 7 | 44 | 120 | 126 | 144 | 161 |
| 就労継続支援（B型） | 実人数（／月） | 31 | 31 | 36 | 35 | 36 | 37 |
| | 人日分（／月） | 653 | 634 | 711 | 728 | 749 | 770 |
| 療養介護 | 実人数（／月） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 短期入所（ショートステイ） 福祉型 | 実人数（／月） | 5 | 6 | 6 | 8 | 8 | 8 |
| | 人日分（／月） | 21 | 29 | 36 | 44 | 44 | 44 |
| 短期入所（ショートステイ） 医療型 | 実人数（／月） | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 人日分（／月） | 17 | 16 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 共同生活援助 （グループホーム） | 実人数（／月） | 22 | 23 | 23 | 25 | 26 | 27 |
| 施設入所支援 | 実人数（／月） | 36 | 35 | 35 | 34 | 33 | 32 |
| 地域移行支援 | 実人数 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 |
| 地域定着支援 | 実人数 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 |
| 計画相談支援 | 実人数 | 1 | 62 | 116 | 136 | 134 | 133 |
| | 回／年 | 1 | 62 | 116 | 340 | 336 | 335 |

6 地域生活支援事業の実績と見込み

| | 単位等 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|-------------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 相談支援事業 | | | | | | | |
| 障がい者相談支援事業 | 実施箇所数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | のべ件数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 成年後見制度利用支援事業 | のべ件数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 意思疎通支援事業 | | | | | | | |
| 手話奉仕員派遣 | のべ回数 | 27 | 28 | 56 | 54 | 54 | 54 |
| 手話通訳者派遣 | のべ回数 | | | | 6 | 6 | 6 |
| 手話通訳者設置 | 設置人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 日常生活用具給付等事業 | | | | | | | |
| 介護・訓練支援用具 | のべ件数 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 自立生活支援用具 | | 3 | 10 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 在宅療養等支援用具 | | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 情報・意思疎通支援用具 | | 2 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 排泄管理支援用具 | | 430 | 417 | 471 | 470 | 470 | 470 |
| 住宅改修費 | | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 受講者数 | 0 | 18 | 8 | 10 | 10 | 10 |
| 移動支援事業 | 実利用者数 | 20 | 18 | 17 | 20 | 20 | 20 |
| | のべ時間 | 2,462 | 2,037 | 1,749 | 2,058 | 2,058 | 2,058 |
| 地域活動支援センター機能強化事業 | | | | | | | |
| 地域活動支援センターI型 | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 任意事業：日常生活支援 | | | | | | | |
| 訪問入浴サービス | 実利用者数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | のべ回数 | 50 | 51 | 52 | 52 | 52 | 52 |
| 日中一時支援 | 実利用者数 | 6 | 8 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| | のべ回数 | 250 | 206 | 284 | 325 | 325 | 325 |
| 任意事業：社会参加支援 | | | | | | | |
| 自動車運転免許取得・改造助成 | のべ件数 | 0 | 2 | 4 | 6 | 6 | 6 |
| 任意事業：就業・就労支援 | | | | | | | |
| 更生訓練費給付 | のべ件数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

7 児童福祉法に定めるサービスの実績と見込み

| 実績及び見込量 | 単位 | 実績 | | 見込み | 第4期（見込み） | | |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 児童発達支援 | 実人数（／月） | 4 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| | 人日分（／月） | 37 | 81 | 81 | 102 | 115 | 128 |
| 医療型児童発達支援 | 実人数（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日分（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 実人数（／月） | 3 | 5 | 7 | 6 | 7 | 8 |
| | 人日分（／月） | 21 | 32 | 59 | 46 | 54 | 61 |
| 保育所等訪問支援 | 実人数（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日分（／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | 実人数 | 0 | 13 | 14 | 14 | 16 | 18 |
| | 回／年 | 0 | 13 | 44 | 42 | 48 | 54 |





桂川町第4期障がい福祉計画

発行年月 平成27年3月

編集・発行 桂川町健康福祉課

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

TEL : 0948-65-0001

FAX : 0948-65-0078

E-mail : fukushi@town.keisen.lg.jp



桂川町